

# 国際投資の形態

——国際間における資本の運動形態と所有・支配の形態——

藤原貞雄

はじめに

- 1 国際投資の形態と資本の運動形態
  - A 国際投資における資本
  - B 国際間における資本の運動形態
- 2 国際投資の形態と資本の所有・支配形態
  - A 資本の所有と支配
  - B 国際間における所有・支配
  - C 資本の国際移住・移譲
- 3 国際投資形態の行政的規定
  - A IMF, 国際収支表マニュアルの規定
  - B 日本, 外国為替管理法令の規定

はじめに

国際投資という経済現象は、個別具体的な諸条件あるいは歴史的條件に左右されるところが大きい。したがって、そういう諸条件を捨象して、いわば純粋な国際投資を想定して、抽象的な国際投資の一般理論の構築を試みてもあまり益のあることではない。だが逆に、国際投資を個別的・歴史的に分析するとしても、ある程度まで普遍的な国際投資に関する認識ないし理論が介在しなければ、その分析に客観性・体系性を与えることが困難になることも真実であろう。小稿は、国際投資研究に欠かすことのできない諸命題につい

て筆者なりの理論的処理を呈示してみようという試論の一部である。筆者が企図するのは、第2次大戦後の狭い意味で現代の国際投資研究に必要な理論の構築である。歴史の制約を受けない一般理論は存在し得ない。小稿において、しばしば過去に遡ろうとするのは、歴史を超えようとするのではなく、歴史から学ぼうとするからにすぎない。

小稿では、研究の出発点として国際投資の形態に関して分析する。国際投資の本質を規定しようとするれば、その内実——国際投資の発生因、機構、諸影響等——が分析されていなければならないが、それはもっと後の課題である。したがって、いまなし得ることは、国際投資という経済現象の形態を整理分類して、その内実を分析する糸口を得ることではない。

形態分析は二つの視点から行われる。最初は、投資主体の機能の側面から、資本の国際的運動形態に則して、そしてつぎに国際間における資本主体の所有の側面から、資本の国際的・所有・支配の形態に則して行われる。上向の旅が行きつく所有・支配といった問題が冒頭に取上げられることは、後半体系に属する国際投資研究の特徴であろう。もちろん、それも端緒としての所有・支配にすぎないが。最後に、国際投資統計における形態規定が検討され、現実分析にすすむ際の理論的規定との乖離の問題が明らかにされる。

## 1 国際投資の形態と資本の運動形態

### A 国際投資における資本

国際投資という以上、投資される資本をどうとらえるかという問題がある。一般に「資本の理論の歴史は、そのまま経済理論の歴史として考えてさしつかえない<sup>1)</sup>」ほどであるが、国際投資論における資本とは何かということも決して解決済みではない。それは、国際投資理論の出発点ともなる問題であるから、まず最初に基本的な検討をすませておこう。

マルクス (K. Marx) は、資本とは貨幣であるとか生産手段であるとかとい

1) 東洋経済新報社『経済学大辞典』、「資本」の項目 (中山伊知郎)。

う見解を排して、資本を価値が価値を自己増殖する循環運動においてとらえようとした。流通部面だけをみれば、資本の循環過程は  $G-W-G'$  で示されるが、生産過程を視野に入れれば、 $G-W \left\langle \frac{A}{P_m} \cdots P \cdots W' - G' \right\rangle$  と示すことができる。資本家としての貨幣所有者は、労働市場で労働力商品を、商品市場で生産手段を購入し、自己の支配下で生産し、生産された商品を自己の私的所有物として市場で販売し、最初に投下した貨幣より多くの貨幣を取得する。貨幣や生産手段、商品が資本であるのは、価値の増殖をめざす循環過程における連関においてである。それらが資本としての運動のそれぞれの過程でとる形態をとって資本を区別すれば、貨幣資本、生産資本、商品資本と名付けることができよう<sup>2)</sup> したがって、貨幣資本こそが真の資本であるといったように、特定の形態の資本を絶対化することも、価値増殖過程におけるそれぞれの形態の相互関連を明らかにしないままに資本を「分類」してみせることも不十分なことは明らかである。

国際投資論における資本もまた、上に述べたような意味で、自己増殖の運動過程にある価値であり、剰余価値を生み出す循環運動過程にある価値である。なんら特別の資本規定を必要とするわけではないのである。ヒルファディング (R. Hilferding) が資本輸出を規定して「外国で剰余価値を生むことに向けられた価値の輸出である<sup>3)</sup>」と述べたのは、国際投資における資本の概念規定を特別に必要とは考えなかったことを意味していると理解されよう。それは、国際投資の本質を高度の抽象的次元で規定することにもなっている。

ヌルクセ (R. Nurkse) やイヴェルセン (C. Iversen) も国際資本移動論を展開するにあたって、資本とは何かを問題にせざるを得なかった。彼らが得たものは「貨幣資本」であった。ヌルクセは、国際資本移動を論ずるにあたっては、資本

2) *Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Band 24, (Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Berlin, 1963) S. 58. 邦訳大月書店版『マルクス＝エンゲルス全集』第24巻66ページ。以下 *Werke*, 『全集』と略す。

3) Rudolf Hilferding, *Das Finanzkapital*, Band 2, (Europäische Verlagsanstalt Frankfurt am Main, 1973) S. 426. 岡崎次郎訳『金融資本論』下巻 (岩波文庫版), 70ページ。上の原書は訳本の用いた原書とは異なる。以下 *Finanzkapital*, 『金融資本論』と略す。

に一定の特別の意味を与えなければならないとして、Realkapitalとは異なる Kapitaldisposition という概念を用いた。Realkapital — 「実物資本」とは生産された生産手段であり、Kapitaldisposition — 「資本的購買力」とはすなわち生産財の需要に向けられる購買力であるが、国際資本移動論が対象とするのは後者であるとした<sup>4)</sup>。イヴェルセンも同様に、国際資本フローにおいて移動する生産要素は自由な資本用役 (free capital disposal) であるとして資本財から区別される必要があるとしている<sup>5)</sup>。Realkapital も Kapitaldisposition あるいは free capital disposal も資本が運動過程でとるひとつの「形態」にすぎないことは明らかであるが、資本用役を国際投資論における資本とすることも適当ではない。

ヌルクセは、資本用役は貨幣経済のもとでは貨幣資本になると述べている<sup>6)</sup>し、イヴェルセンも消費以外に用いられる全ての貨幣購買力と述べている<sup>7)</sup>。その意味で資本用役は広く「貨幣資本」と言ってよいが、マルクスの前述の貨幣資本とはまったく異なる。両者の資本用役という概念はカッセル (G. Cassel) に依っている。カッセルにあっては、資本用役は、土地、労働と並ぶ生産手段であるが、資本用役は、一定期間、一定の価値額の処分を慎むこと (待忍) によって資本市場に供給できる資本の役務であり、それは資本・貨幣額と時間の積で示される<sup>8)</sup>。こうした資本の用役概念は利子の説明原理から生まれたものであるが、資本の説明原理として本来不十分である。彼らは資本を現象的に狭くしかも固定的にしか

4) Ragnar Nurkse, *Internationale Kapitalbewegungen*, (Julius Springer, Wien, 1935) SS. 14-15. 増井光蔵, 傍島省三訳『国際資本移動論』, 日本評論社, 1938年, 13-14ページ。傍島省三は後に Kapitaldisposition を「資本用役」と訳して使用している。このほうが今日では一般的である。傍島省三『国際投資の諸問題』, 東洋経済新報社, 1956年, 20-30ページ参照。

5) Carl Iversen, *Aspects of the theory of International Capital Movements* (First edition 1935. Reprinted 1967 by A. M. Kelley Publishers, New York). pp. 24-25.

6) Nurkse, a. a. O., S. 17. 邦訳, 15ページ。ヌルクセが「貨幣資本」という概念を用いないのは, 1国内における資本の移転が一定数量の貨幣の実際の移転を伴うのに対し, 国際間においては, 金本位制下の金移動を除けば, 貨幣が移転することは実際にはなく, 貨幣が代表する (生産財に対する) 購買力が移転するにすぎないからとしている。Ebenda, SS. 21-22. 邦訳20-21ページ。ヌルクセは, 国内における「貨幣資本」の取引きが, 生身の貨幣で行われると信じていたのだろうか。

7) Iversen *ibid.*, p. 25.

8) Gustav Cassel, *Theoretische Sozialökonomie*, 1918. 大野信三訳『社会経済学原論』, 岩波書店, 1926年, 275ページ。

とらえていない。資本用役を国際投資論における資本と規定すれば、貸借のような限られた形態の国際投資や賠償・贈与といった一方的な「購買力移転」の表象をなげるだけにおわってしまうのであろう。それは、ヌルクセやイヴェルセンの作品に反映されている。

投資という行為は多様性に満ちている。価値を他人に貸付ける、事業を興こす、売るために買うなどのように、その形態・内容を問わず、より多くの価値の還流を期待して行われる価値の譲渡・転換は全て投資である。だが、資本を先に述べたように、自己の運動のなかで剰余価値を生む価値として、抽象的・一般的に規定する場合には、その多様性は消え去ってしまい、したがって国内投資も国際投資も投資範囲の空間的差異でしかなくなってしまう。しかし、現実には国際投資は種々の異なった形態・内容をとって行われるし、国内投資とは相違した内実をもつはずである。その場合、資本概念も先のような抽象的・一般的規定では不十分であり、より具体的内容と特定の形態を与えられた資本概念を必要とするようになるであろう。だが、そうした資本概念は、概念それ自体をいかようにいじってみても得られるものではなく、国際間における資本の運動の分析を通してのみ得られるのである。現実の国際投資の諸形態を整合的に分析するために、それらと資本の諸概念との関係が明らかにされなければならないが、そのためには、資本の国際間における運動形態がまず最初にとりあげられ分析されなければならない。

## B 国際間における資本の運動形態

資本の循環運動は、前述のように  $G - W \left\langle \begin{matrix} A \\ P_m \end{matrix} \right\rangle \dots P \dots W' - G'$  と表せるが、それは生産のための買いとその生産的消費＝生産過程を含んでいる。資本の運動は、必ずしも上述の形態だけをとるわけでもない。たとえば、貸付けは、貸付けられた資本がどのように消費されるかに関わりなく、価値増殖を伴う価値の還流が  $G - G'$  として純粹に示されており、売りのための買いは、購入される商品がどのように生産されたかに関わらず、それが商品資本としての

機能を果すことのうちに  $G-W-G'$  としてより大きな価値の還流が示されている。こうした資本の運動が、国内に限定されず、容易に国際的外延化を遂げることについては、ここでは説明の必要のないこととしておこう<sup>9)</sup>したがって、投資に始まる国際間における資本の運動形態は、これら三つの形態に集約される。

1. 最初の資本の循環運動を産業資本の循環<sup>10)</sup>と呼ぶことにすれば、この運動の海外への外延化は  $G$  を与えられたものとして、運動の部分過程が外国と何らかの関連をもつという形態すなわち、 $G-A$  (外国人労働力の購入)、 $G-Pm$  (海外からの生産手段の輸入)、 $\dots P \dots$  (生産過程の海外への移転)、 $W'-G'$  (国内で生産された商品の輸出、もしくは海外で生産された商品の現地での販売ないし本国、第3国への輸出) という形態をとるであろう。外国人労働力の購入は、資本が労働力に空間的に歩み寄る場合と、労働力が資本に歩み寄る場合が考えられる。労働力の国際間の移動が、資本と比較して相対的に困難な場合<sup>11)</sup>には、資本が労働力に歩み寄ることになる。労働力の購入は、すなわちその消費のためであるから、この場合、生産過程は当然に海外に移転する。産業資本が産業資本である身の証は、生産過程 $\dots P \dots$ を内在することであるから、産業資本の海外への外延化の核心は、 $G-A$  を含む $\dots P \dots$  が海外で行われることである。 $G-Pm$ 、 $W'-G'$  が国際間で行われることは、産業資本の運動の外延化の内容を構成するが、 $G-Pm$ 、 $W'-G'$  の過程それ

9) 資本の運動の外延化の論理は簡単に説明のつくことではない。それは、外国貿易の必然性、資本輸出の必然性として論じられてきたことである。後者については、国際投資の形態を分析した後に検討する予定である。

10) *Werke*, Bd. 24, S. 58. 『全集』第24巻, 66ページ。

11) この困難性は、外見的には、労働が移動するよりも資本が移動するほうが資本にとってコストが相対的に安いものとして現われる。だがその背後に存在するのは、労働力商品化に限界があるという事実である。資本は世界中のどこからでも自由に調達できる労働力商品を決して生み出すことはできない。圧倒的多数の労働力商品は家族制のもとで、資本制国家の枠内で再生産されるが資本はその供給に満足することができない。もちろん資本に歩みよる大量の例外的な労働力商品は常に存在する。現代における西ヨーロッパ、中近東、アフリカへの国際的出稼ぎ労働、アメリカへの密入国メキシカン・カリビアン労働などがそれである。

自体は、一般的な商品交換にすぎないから、国際貿易範疇に属するのであり、産業資本の運動の海外への外延化が国際投資という形態をとるのは、G—Aを含む…P…が海外で行われることに尽きる。この形態の国際投資を産業資本形態の国際投資（第1形態）と規定しておこう。ここで注意しておかねばならないことは、この形態の投資と生産資本Pという資本範疇は何の関係もないということである。国際投資の形態と投資される——具体的に国際間を移動する——際の資本の形態とを混同してはならない。形態分析の軸心は資本の運動形態にあるのであって、移動する資本の存在形態にあるのではない。<sup>12)</sup>

2. 貸付けという投資行為は、貨幣が貨幣としての使用価値に加えて利潤を生むという機能を追加的使用価値<sup>13)</sup>として持つことにもとづいている。個々の貸手にとっては、借手が貨幣をどのように消費するかは関わりない。契約どおりに利子を伴って返済されることによって、それは資本としての機能を果している。このように貨幣貸付けをもその一形態とする利子を伴って還流する資本を利子生み資本と呼べば、この運動は、貸しと借りが異なった国の居住者間に行われることによって容易に海外へ外延化する。利子生み資本は、銀行、株式会社、有価証券取引所などの諸制度の発展によって多様な形態を受けとる。利子をもたらずものは全て資本として、資本の限りない仮空化、擬制化が進展する。<sup>14)</sup>それとともに利子生み資本の国際間の運動もまた多様

12) この点は、従来十分認識されてきたとは言いがたい。「マルクスの資本の循環における三つの資本形態が、資本輸出における資本形態にただちに適用できないことは明らかのように思われる」と正しい認識を示す柳田教授にしてもなお「資本輸出一般における資本の存在形態の把握」(後の強調は引用者)を追求するのである(柳田 侃『資本輸出論と南北問題』, 日本評論社, 1976年, 75ページ)。資本の存在形態は、どのような論理次元で資本をとらえるかによって種々様々であろうが、国際投資は、まさに資本の運動の外延化として発生するのであるから、資本の運動の中に形態規定の契機を求めべきであって、あれこれの資本の存在形態に契機を求めても、問題を昏迷に導くだけであろう。せつかく正しい産業資本輸出の規定を与えながら、それを「いかに規定するかは、きわめて困難な課題」(同書, 77ページ)などと問題を難しくしているのはこのためではなかろうか。

13) *Werke*, Bd. 25, S. 351. 『全集』第25 a 巻, 422ページ。

化し錯綜する。なぜなら、単に貨幣貸借だけではなく、外国有価証券の発行・流通が加わり、さらには大量の農産物取引、高額のプラント輸出などに伴う貿易金融の巨額化が銀行信用の大量動員を必然とするからである。利子生み資本運動の海外への外延化は、それ自体としては貸付けという行為外にどのような過程も含まないとはいえ、その背景に国際貿易の拡大があり、それと分かち難く進展するのである。しかし、ここでは利子生み資本の国際的運動は、種々の形態の発展した利子生み資本とも貿易金融からも独立した単純な国際間の貸借に代表させて考察することにしよう。

この形態の国際投資を利子生み資本形態の投資（第2形態）と規定しておこう。ここでも先の注意が当てはまる。利子生み資本は、ここでは貨幣（貸付）資本として扱われるが、分析基準は利子生み資本の運動形態にあるのであって、貨幣資本としての存在形態にあるのではない。投資される資本が貨幣形態をとるのは、極端に表現すればたまたまそれに代表されているからにすぎない。

3. 消費のための買いとは異なる売りのための買い  $G-W-G'$  は、売買差益の取得を目的とした買いであって、最初の貨幣所有者の手には増加した価値  $G'$  が還流する。それは、上述の二つの資本の運動形態と同様である。こうした買いが国際間で行われることは、とりも直さず資本の運動の海外への外延化であるし、資本の運動全体の一つの過程を構成している。だが過程それ自体は、貨幣と商品の国際交換にすぎない。つまり投資という内実をもった国際的買いであっても、買いは、買い一般として国際貿易＝輸入に含まれるのである。ちょうど国際間での  $G-Pm$  や  $W'-G'$  が産業資本の運動の国際的外延化を構成していても、その過程自体は国際貿易に属する事柄であったのと同様である。したがって売りのための買いという資本の運動の海外への外延

14) 架空資本、擬制資本という概念は、狭くは、株式や公債などの有価証券の価格の意味で、広くは、有価証券それ自体、銀行信用などをさすが、ここでは広義で使用している。Werke, Bd. 25, SS. 413~428, 481~492. 『全集』第25巻 a, 第25章, 同 b 第29章。川合一郎「擬制資本」(信用理論研究会『講座 信用理論体系』1, 日本評論社, 1970年)。



化は、国際貿易として取扱われるのであって、国際投資として取扱かうことはできない。

全ての国際間の売りのための買いを国際商品交換としての貿易範疇におしこめることには疑問があろう。上述の売りのための買いは使用価値を自らが消費するのでなく第3者の消費に委ねることを目的に行われることを想定している（本来的取引と呼ぼう）が、売りのための買いは、その商品の将来価格の変動による売買差益に期待して行われる場合がある。すなわち投機である（投機的取引と呼ぼう）<sup>15)</sup> 無政府的な市場機構に委ねられる全ての商品の将来価格は不確実であるから、本来的取引と投機的取引は密接に混りあっている。国際間における売買を通して行われる投機が国際投機である。国際投機と国際貿易を区別するのは容易ではない。将来の価格上昇を期待して商品を実際に輸入する場合がそうである。動機が投機的取引にあらうと形態的には国際貿易と何らの変わるところはないから、それは国際貿易として扱わなければならない。しかし、商品の現実の国際間移動を伴わない純然たる国際投機は明確に区別できる。売買集中のために商品取引所が介在するような投機商品——たとえば、綿花、麦、ゴムなどの物質代謝的な本来の商品や貴金属の先物取引（ヘッジングを除く）がそれである。こうした国際投機は、その形態が売りのための買いであるとして貿易に含めることは適当ではない。それは投機資本<sup>16)</sup>の国際的運動として別に分析される必要がある。

他方、国際投資と国際投機とを区別することも容易ではない。産業資本の循環運動ですら本来の価値増殖に加えて流通過程における将来の価格上昇利益を期待するのが普通であらう。また利子生み資本の運動が国債、社債、株式などの有価証券の購入の形態をとる場合に、利子の取得だけでなく、証券価格の上昇利益（キャピタル・ゲイン）の取得を期待するのが常である。このような有価証券類

15) 川合一郎『川合一郎著作集』第3巻、有斐閣、1981年。以下の叙述は同書第3章「株式価格と投資」に負うところが多い。

16) 投機は、まず商品の買いに始まるからこれに必要な貨幣が投機資本である。また投機資本は商品売買に関与するのであるから広義の商業資本であるといえる。商業資本としては、産業資本の「準備金節約という役割を果たす」（川合、同上書、139ページ）のである。投機商品の買いに参加し得る大衆の所有資金や近代的商業資本、銀行資本さらには産業資本もまた投機資本たり得る。

も投機商品として恰好の対象だからである。このことは、動機において投資と投機とを厳密に区別することが困難というだけでなく、資本の運動形態においても、両者を区別することが困難であること、したがって国際投機は国際投資の一部として、すなわち国際投資の特殊の形態として分析する必要があることを示している。しかし、それは、国際投機の重要性を低めることを意味しない。国際間では、一方では投機商品が飛躍的に拡大されること、とりわけ外国為替が有力な投機対象となること、他方では投機資本が世界各地から動員されるために、投機が大規模になるからである。とりわけ戦後のように国際的に堆積した膨大な過剰流動性ドルが投機資金として動員される時代には国際投機は独自の意義を獲得する。

以上から、資本の運動は、国際貿易、国際投資(国際投機)という二つの形態に分けることができる。国際投資は、第1形態と第2形態に区別されるが、第1形態が、賃労働の成果を産業資本が生産手段の私的所有に基づいて私的・資本主義的に取得するという資本機能に契機づけられた形態であるのに対し、第2形態は、潜在的に資本である貨幣所有に契機づけられた形態であることが分かる。

資本機能は一言で述べれば、資本が資本・賃労働関係を基礎に剰余価値を搾取する機能であるが、現実の産業資本の運動に則して考えても、その内容が複雑多岐にわたることは明らかである。 $G-W \left\langle \begin{matrix} A \\ P_m \end{matrix} \right.$  まず資本の借入れ—借入額の決定や返済、利率などの管理。労働力の購入—必要労働量の決定、労賃、労働条件などの管理。生産手段の購入—必要資材の決定、品質、価格、納期などの管理。…P…。生產品種目、生産量の決定、生産労働の指揮監督、工程管理、製品管理などあらゆる円滑な商品生産確保のための労働。 $W'-G'$ 。商品価格の設定、配給、販売、あらゆる形態のマーケティング、代金の回収、借入資金の返済、利子支払、利潤の管理。こうした資本機能は実際には前後してあるいは同時に進行しなければならないために、資本機能は、剰余価値の拡大、資本の節約を目的に分割され分担される。生産過程の前後の流通過程は、専業の商業資本が分担し、貨幣・信用に関わる業務は銀行資本が引受ける。この意味で、商業資本、銀行資本も産業資本とならんで機能資本<sup>17)</sup>と

呼ぶことにしよう。さらに、賃金、利潤などもっぱら所得の分配に関わるサービス資本もまた賃労働を基礎に利潤を獲得する資本として機能資本である。国際投資の第1形態は、いまや産業資本の国際投資形態と規定するのでは不十分であり、機能資本の国際投資の形態として規定することが必要であろう。商業資本なり銀行資本なりサービス資本の運動の海外への外延化は、海外との商品取引（国際貿易）、貨幣・信用取引、サービス取引を行うことにほかならないが、それが国際投資の形態をとることは、それら機能資本が海外で資本・賃労働関係を創出し、そこで商業労働なり銀行労働なりサービス労働から利潤を汲み上げはじめることを核心的な内容としているのである。

こうして、国際投資としてとらえられる国際間における資本の運動形態は、資本主体の面からは、資本の機能および資本の所有に契機づけられた二つの形態に分類される。ヒルファディングの有名な規定「資本輸出は、輸出する国の立場からは、二つの形態で行われうる。すなわち、資本は利子を生む資本としてか、または利潤を生む資本として、外国に移動する。利潤を生む資本としては、さらに産業資本、商業資本、銀行資本のいずれかとして機能する<sup>17)</sup>」は、二つの形態を資本主体の運動形態の側面から規定したものと理解されよう。

しかし、これまでのような国際投資の二つの形態規定は重要な事実を暗黙

---

17) マルクスが機能資本を問題とするのは利子の企業者との関係およびその本質を明らかにするためであるから、彼は「機能資本家はここでは資本の非所有者として想定されている。資本の所有は彼にたいしては貸し手によって、貨幣資本家によって代表されている」(Werke, Bd. 25, S. 387. 『全集』第25a巻, 468ページ)として分析している。しかし、ここでいう機能資本は、その所有との関連ではなく、資本機能の内実——賃労働との関係——に則して規定されているにすぎない。資本の所有が彼自身にあるのか貨幣資本家にあるのかは当面問題ではない。もちろん、利子生み資本の運動が総体として分析される時には、借手は、ぜひ非所有の機能資本家であることを必要とする。借手が機能資本家として剰余価値を生むことが貸手がその分配分として利子を受けとるための絶対的条件である。個々の貸手にとって借手がどのように貸付金を使おうと勝手という無関心さは、利子生み資本が総体として存在するための絶対的条件とは対照的である。国際間における利子生み資本の運動を総体として分析する際には、海外の借手は非所有の機能資本家を想定することが必要となる。

18) *Finanzkapital*, Bd. 2, S. 426. 『金融資本論』下巻70ページ。

のうちに仮定している。すなわち、資本の運動が国際的外延化を遂げることのうちに、同時に資本の所有・支配もまた国際的外延化を遂げているという同時進行的な関係がそれである。もし、この関係を見捨てるなら次の二つのケースの区別が困難になるであろう。前述のように機能資本——ここでは産業資本で代表しよう——の海外への外延化の核心は、…P…を海外へ移動することであるが、移動の形態はさまざまである。極端なケースをあげよう。Aという機能資本家が外国へaという機能資本(子会社)を設立した場合、…P…は海外へ移っている(なおかつ本国で以前と同じく…P…が存続しているかどうかはどうでもよいことである)。ところがAが外国へ移住し、そこで資本機能を営む場合も…P…は海外へ移っている。だが両者には決定的な差異がある。前者のAは本国において海外のaを所有し支配できるであろうが、後者では、そのようなことはできもしなければ不必要なことである。前者の所有・支配は国際的となっているが、後者は、あたかもAが国内で生産過程を移動したのと同様に、新たな外国内部での所有・支配であるにすぎない。このような決定的差異を剔抉するためには、暗黙の仮定それ自体を正面に据えて検討することを必要とする。そこで、資本の運動の国際的外延化に伴う資本の所有・支配の国際的外延化という側面から国際投資の形態を再規定することにしよう。それは、所有・支配とは何かという根源的問題にすこしばかり立ち返ることを不可欠としている。

## 2 国際投資の形態と資本の所有・支配形態

所有制とそれに基づく支配は、それが貫徹する生産様式のもとにおいて独自の形態をとることはいうまでもない。資本制生産の論理が貫徹する近代市民社会における所有・支配は、純粹・明瞭な人と物との関係として現われ、人と人との関係は目には見えない社会的関係として人と物との所有・支配関係の背景に退いている。経済学の課題が、物と物との関係の背後にある人と人との社会関係<sup>19)</sup>をとらえることにある以上、所有・支配という視点から国

国際投資を経済学として分析することは、やはり所有・支配の客体たる資本とそれに対する人との関係に純化した事象の背後に存在する人と人との社会的関係——それは異なった諸国家を介在することによって同一社会内部における関係よりも各段に複雑になっているが——の分析を行うことを意味するものである。しかし、それは国際投資分析の全過程を通じてなされるはずのものであって、いま直ちになし得ることではない。ここでの課題は、まず所有・支配を人（資本所有者）と物との関係それ自体として、その存在形態を確定し、国際投資の形態規定をこの面から行うことであって、後に人と人との関係として分析を展開するための端緒を得ることに他ならない。

#### A 資本の所有と支配

法的な意味では支配は所有と切り離せない。ある物を自由に使用したり、それから利益をひきだしたり、あるいは処分する排他的機能こそが支配の内実であり、それは、その物の所有権を得ることによって許与されることだからである<sup>20)</sup> 資本制的所有は、この社会の富の基本形態である商品が生産手段の私的所有を基礎に生産され、私的に領有されることに示され、それはまた所有権一般が著しく商品性を帯びることの基礎となる<sup>21)</sup> 資本は自己増殖する価値であったが、この自己増殖は商品交換を媒介として成立した。商品交換過程は、商品の私的所有権が契約によって交換される過程にほかならない

19) 「人間にとって諸物の関係という幻想的な形態をとるものは、ただ人間自身の特定の社会的関係でしかない。」 *Werke*, Bd. 23, S. 86. 『全集』, 23a 巻, 98ページ。

20) 「所有権は、本来、外界の物資の利用を確保するために、これらに対するいわゆる排他的支配力を保障することをその本質とする。」我妻 榮『近代法における債権の優越的地位』, 有斐閣, 1953年, 308ページ。日本の民法（第206条）は所有権の内容を「所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物ノ使用, 収益及ヒ処分ヲ為ス権利ヲ有ス」と規定している。しかし、「使用・収益・処分というごときは、物に対する支配の現われる最も主要な方向を示すにとどまって、所有権の内容をこれに限定する意味ではない。がんらい、所有者の支配は、特定の方向に限定されることなく、あらゆる方向において発動しうるのだから、使用・収益というような個別的な機能を集積した総和が所有権だと考えられるべきではなくて、これらの権能の湧出する源泉がすなわち全一体としての所有権たるのだ……」。末川 博『占有と所有』, 法律文化社, 1962年, 158ページ。

が、資本の運動として見れば、G, P, Wの形態を順にとつてはすてる資本として、所有権が契約を媒介として交換される過程でもある。所有権が物に対する支配の権能を果すことは、産業資本の運動においては、生産手段の私的所有と結合して、契約によって購入・所有された労働力商品の支配＝生産的消費によってその成果である剰余価値をひき出し所有することに典型的に示される。ここでの所有・支配関係は所有者たる産業資本家と物（労働力、剰余価値）との関係に典型的に示される。法の主体者としての労働者が、同じく法の主体者としての産業資本家に自己の労働力を売る契約を結ぶかどうかは全く自由である。両者の私的所有権は法の前で全く同格である。賃労働者が自己の労働を産業資本家の支配に委ねることを強制されざるを得ない社会的関係——一方の極における生産手段の所有と他方の極におけるその非所有という両極の所有一般の非対称的關係——はいっさい隠されている。

資本の運動の規定的動機は、利潤の取得であり、生産手段の所有・支配はその基礎であり手段にすぎない。利子生み資本の運動G—G'においては、資本としての貨幣の所有それ自体が利潤をもたらす基礎であることが簡潔に示される。資本は産業資本のように具体的な姿をとって商品交換過程に入りこむ必要がない。G—G'を貸付資本の運動として、人と物との関係をみれば、貸付資本家は、契約によって、自己の貨幣所有権を譲渡し、元本の返済および利子の請求権としての債権を取得する。いまや貸付資本家が所有する貨幣資本は「純粹に貨幣債権としての資本である<sup>22)</sup>」。そして借手の所有に移った貨幣に対して直接の支配を及ぼし得るのは借手である。もちろん貨幣債権が「資本として貸されている貨幣の一所有形態<sup>23)</sup>」にすぎない以上、貸付けられた資本に対する支配は存在するが、それは間接的であり潜在的なものでしかない。それは貨幣にあつては、占有が所有と一体<sup>24)</sup>となつており借手の支

21) 「商品所有権は近代経済にとって基礎的意義を有するのであり、商品性は近代的所有権の普遍的属性である。」川島武宜『所有権法の理論』、岩波書店、1949年、171ページ。

22) 同上書、336ページ。

23) 同上書、336ページ。

配が直接的実在的であるからにはほかならない。ここでも、貸付資本家と借手との関係は、貨幣貸借契約——すなわち債権債務関係——によってのみ規定された、法の前における平等・自由の関係である。貸付資本家と借手との間の社会的関係——たとえば、どうしても不利な貸借契約を結ばざるを得ない社会的背景が生み出す両者の関係——はいっさい隠蔽されている。

G—G'において、資本として貸付けられた貨幣の所有権が、貸付け以降に貸手（貸付資本家）に属するのか借手（産業資本家）に属するのかについては、経済学と法律学ではまったく対照的である。マルクスは、「所有は譲り渡されはしない<sup>25)</sup>」とか、貨幣は「ただ一時的にその所有者の占有から機能資本家の占有に移るだけ<sup>26)</sup>」とか、貸手が「法律上の所有者でなくなっていない<sup>27)</sup>」ことを強調している。他方、法律学においては、貸付けによって貨幣の所有権が借手に移ることは、注24)でも引用したように常識となっている。それは、もともと貨幣が価値の一般的等価形態であり、価値物としては観念的存在であるから占有を離れてそれ自体の所有権を主張することが無意味だからである（占有と所有の一致）<sup>28)</sup>したがって法律学的に言えば、貸付けは、貨幣が借手の占有に移ることにほかならないから、即自的に借手の貨幣の所有権を認めることになるのである。マルクスが、貨幣所有権の上のような法律的意义あいを十分承知しながら、なお所有が貸付資本家にあることを強調したのは、利子生み資本、利子などの物と物との関係に現われた人と人との関係——ここでは貸付資本家と産業資本家——を分析す

24)「借主が貨幣を貸主から受取って占有することは同時に貨幣の所有権を取得することを意味する。」末川、前掲書、197—8ページ。「貨幣の所有権は、その占有に融けこんでいる。占有のあるところに貨幣の所有権があり、その実体たる価値が帰属する。」、同204ページ。

25) *Werke* Bd. 25, S. 359. 『全集』第25 a 巻434ページ。

26) a. a. O., S. 356. 同上書429ページ。なお、前の占有 *Besitz* は所有 *Eigentum* でなければならない。同様なマルクスの混用については飯田 繁「利子つき資本と利子」（信用理論研究会、前掲書、112ページ。）が指摘している。

27) a. a. O., S. 353. 同上書426ページ。

28)「貨幣所有権は全くの『価値』の所有にすぎず、所有の実体は純粋に観念的なものであるから。このことの結果、実定法の技術的意味における貨幣の『所有』は、貨幣の『占有』と全く一致する！」川島、前掲書、115ページ。

ることにあつたからと考えられるが、やはり問題があるのではなからうか。

マルクスのように貸手の所有権のみを認めれば、当然に借手は、非所有者として被支配者的な色彩を帯びざるを得ない。マルクスにあつては、貸手と借手の関係は貸付資本家と産業資本家との関係としてとらえられているから、どうしても、所有としての資本の機能としての資本に対する支配的あるいは優越的な関係が導かれざるを得ない。だが、借手に貨幣所有権が移ることを認めるならば、両者の関係も支配・被支配の一義的關係ではなくなるであろう。両者の関係は、貸借契約条件に反映される両者の位置関係によって規定されるであろう。もちろん、前述のように、貸手が貸付けによって得る貨幣債権は、貨幣の一つの所有形態にはほかならないから、貨幣債権は、「潜在的には、産業資本の所有を内在せしめている<sup>29)</sup>」といえるが、重要な点は、その所有が、潜在的であり、「観念的所有<sup>30)</sup>」にすぎないことであり、それが顕在化し、実体化するには特定の条件——個別的な意味でも歴史的な意味でも——を必要とすることであろう<sup>31)</sup>以上のように考えるほうが歴史的経験にも添っているようである。

G—G'の運動が社債、株式、公債などの有価証券の形態をとって運動するようになると、貨幣資本Gの所有権は、有価証券の所有により配当を取得することによって資本たる実を示す。この場合、資本の所有・支配は二重の可能性を内包している。すなわち、それは有価証券に物化した資本の私的所有権が、配当請求権としての債権の所有・譲渡の自由に局限される可能性と株式の場合に典型的にみられるように有価証券の発行主体（会社）の所有・支配に遡及する可能性である。この二重の可能性は所有の分散と集中に対応し

29) 同上書、336ページ。

30) 同上書、341ページ。

31) 川島が貨幣債権の産業資本に対する所有を、潜在的、間接的、観念的と正當に位置づけながらも、独占的銀行資本の産業資本の支配としてのみ金融資本をとらえた（同書、344—51ページ）のは、そのような性格を与えられた所有がどのような契機を通して顕在的、直接支配の基礎たり得るのかの分析を欠くという批判を受けよう。もちろん、同書が主として第二次大戦前の歴史的経験とヒルファディングの金融資本理解の大きな影響下にあつたことを勘案しなければならないが。そして、このことは債権研究を「金銭債権の支配力」による「金融資本の統制力」の高みまで引上げた我妻 榮（前掲書）にもある程度まで通じることであろう。



ていることは明らかである。この二つの方向の可能性は株式会社の所有・支配の問題の基礎である。

機能資本が株式会社形態をとって運動するとき、先に述べた資本の労働支配による剰余価値の私的領有は、株式会社を所有することにより、この会社が生み出す利潤を取得することに帰着する。少し立入って述べれば、株式会社は、資本を株券で均等細分化することによって、生産力の発展に規定された必要資本量の増大に対応した資本の動化を図る会社形態にほかならない<sup>32)</sup>。したがって会社の所有とは分割された所有権を観念的に示す株式の所有でなければならず、株式所有は株主総会における按分的な議決権の行使を通して会社経営を支配し、剰余価値の一部である株式配当を取得する物質的基盤である。この形態にあっても会社支配が会社所有に基礎づけられている事態は変わらない。しかし、株式会社の所有・支配の問題はそれほど単純ではない。この会社形態のうちに所有と支配の統一性を破壊する契機が内在しているからである。すなわち観念的には会社の分割所有権を示す株式は、信用制度や株式取引所制度の発展を媒介にして、完全な擬制資本化＝配当請求債権化し、同様に株式所有者はたんなる配当請求権の保有者に転化する可能性を与えられている。株主は配当——さらにはキャピタル・ゲイン——にのみ関係する。そこでは、株主による会社の所有・支配は完全に観念的でしかない。さらに他方では、現実には資本機能を担当する経営専門家＝経営者も、株主総会の取締役選任権によって選ばれることで形式的には株式所有から解放され、経営者による所有を伴わない経営支配の可能性が与えられているからである。

上に述べた可能性は、現代のかなりの程度の巨大株式会社で、株式所有の分散と「経営者支配」という型で現実のものとなっている<sup>33)</sup>。ここでは資本の所有は、資本機能から剝離した寄生的存在となり、その意味で「資本制生産の基礎として私的所有の自らの『否定』が含まれている<sup>34)</sup>」とさえ言えよう。とはいえ、このような場合ですら、株式会社の支配が株式所有から全く自由

32) 譲渡自由な等額株券の成立が株式会社の決定的指標であるのは、それが資本の動化を可能にするからである。馬場克三『株式会社金融論』、森山書店、1965年、50ページ。

ではない——「経営者支配」も寄生化した株主＝「資本所有者」の負託と承認を受けることを不可欠とする——という様式を指摘することのほうが重要であろう。この様式のうちに、資本制生産の社会化に対応する株式形態での所有の「社会化」とその同じ形態での資本の私的所有権との対抗が反映されているからである。

現代における資本の存在様式である株式会社の所有・支配をめぐる問題は、現代資本主義の所有・支配問題の要石であることは確かである。「経営者支配」に限らず、「会社支配<sup>35)</sup>」の増大や「機関投資家による支配<sup>36)</sup>」、従業員福祉年金基金の所有増大<sup>37)</sup>さらには、労働組合の経営参加、政府の介入（国有化や民営化）など、株式会社の所有・支配をめぐる問題は、現代——社会主義を含め——における所有一般の問題にまで通じている。したがって、株式会社支配が株式所有を基礎とするという点のみを確認するだけで不十分なことは明らかであろう。しかし後に述べるように国際間においては、所有こそが支配の権源であることが何の飾りもなく示され、およそ「経営者支配」は成立し得ないのである。それは、ここでは前述の様式を指摘するにとどめるのに十分な理由であろう。

以上のように、資本の運動は、利潤の取得を目的とした資本の所有・支配

---

33) 経営者支配をめぐる問題は、周知のバーリー・ミーンズの調査に基づく初期の主張 (A. A. Berle, Jr. and G. C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, Macmillan, 1932. 北島忠雄訳『近代株式会社と私有財産』, 文雅堂銀行研究社, 1958年) から今日までさまざまやニュアンスで主張されているし、その批判も行われている。それらの簡単なサーベイについては村田 稔「経営者支配と会社支配」(中央大学企業研究所『日本的経営論』, 中央大学出版部, 1982年) 参照。

34) 川島, 前掲書, 344ページ。

35) たとえば、この問題を一貫して追求してきた宮崎義一の一連の著作, また奥村 宏『法人資本主義の構造——日本の株式所有』, 日本評論社, 1975年, など参照。

36) たとえば, D. J. Baum and N. B. Stiles, *The Silent Partners—Institutional Investors and Corporate Control*, Syracuse Univ. Press, 1965. 坂野幹夫訳『機関投資家と会社支配』東洋経済新報社, 1967年, 参照。

37) たとえば, P. F. Drucker, *The Unseen Revolution: How Pension Fund Socialism came to America*, 1976. 佐々木・上田訳『見えざる革命』, ダイアモンド社, 1976年, 参照。

それ自体の運動であると言える。資本が目ざす利潤は、生産手段の私的所有を基礎とした機能資本の運動を源泉としている。このような資本機能へ積極的・直接的に関わることを規定的動機とする投資を直接投資と規定しよう。資本機能の発揮が株式会社形態にとって行われる時には、それは、実質的に会社経営を担当することにほかならないが、担当の権源として議決権付株式の所有を伴うことを特徴とする。なぜなら、議決権の行使なしに経営担当者として取締役を選任することはできないし、利潤は一般に株式配当の姿をとるからである。株式所有を背景とした経営への参加は、「経営支配」、「経営参画」に区別されよう。前者が一般には多数株式所有を背景に経営指揮権を把握するのに対し、後者は少数株式所有を背景に経営指揮権からは遠いのである。以下では、経営支配と経営参画を含んで経営参加とよび、区別する必要がある場合に支配、参画とよび分けよう<sup>38)</sup>したがって、直接投資は、経営参加の存在をメルクマールとする規定である。これに対して、資本が貸付債権や社債、株式、公債などの証券債権として私的所有を主張する時には、その所有権は、利子・配当の請求権に物化している。このような債権の取得を規定的な動機とする投資を間接投資と規定しよう。それは、利子・配当の源泉である剰余価値との関わり、またそれを生み出す資本機能との関わりが間接的、消極的だからである。いいかえれば、経営参加を規定的動機としない投資である。間接投資が証券形態をとる時には証券投資と呼んでもよい。

注意しなければならないのは、直接投資と間接投資は、資本の運動の両極的な形態規定であって、両極の間に固定的な壁が存在しないことである。両形態の投資は容易に相互の形態に移行するのである。たとえば、配当を目的とした株式の取得も、株式所有が一定比率に達すれば経営参加の条件になり得るであろうし、

38) もちろん、株式所有を伴わない経営参加があり得る。また、それが利潤の取得を直接の目的としない場合も考えられる余地がある。たとえば、銀行が大口融資先の企業経営に介入して債権保全を図ろうとするケースである。また、完全株式所有者や多数株式所有者であっても、配当受領者に甘んじ、経営に積極的に参加しない——選任権を積極的に行使しない等——ケースもある。こうしたケースがあるとしても、株式所有が経営参加の基礎であるという一般的法則性を否定することはできない。

その逆もまた可能であろう。このことは、また投資を直接投資か間接投資かに分類することの困難さにも通じており、両者の技術的な分類基準が必要となる理由ともなる。

## B 国際間における所有・支配

投資が国際間にまたがって行われる時には、国際直接投資、国際間接投資（証券投資）と規定しよう。前者では、1国の資本の所有・支配が資本機能に対して国際間にわたって積極的・直接的に関与するという形態をとるのに対して、後者では、それが消極的・間接的関与という対照的形態をとるのである。しかし、この規定が採用されるには、資本が国際間にわたって、そのような所有・支配を及ぼし得るのか否かが、国家の介在ということに関連して前もって検討されておかねばならない。

私的所有権とその譲渡＝契約の自由の保障は国家の手に委ねられる。国家は資本制生産の円滑な進行のために法を制定する。「法の理想は、契約による所有権の譲渡を容易かつ安全ならしめること<sup>39)</sup>」にある。国家は、その構成員に対して法に服することを要求する。この点で法はまず国内法である。しかし、資本制国家の機能が私的所有権の保障にある以上、国家は外に向かつて自国民の——時には国家の——所有権の保障を強力に要求する。このような国家の外に対する所有権保障の有様は単純ではない。同時代においてさえ多様な形態をもっており、歴史的には当然大きな変化を示す。それらを詳しく述べることは、ここでの課題ではない。次の点を要約しておくにとどめよう。

第1に、現代は、資本の私的所有権の認知が世界的広がりをもって争われる時代となっている。戦後における社会主義国の増大は、資本の所有権の認知の縮小をもたらしたが、発展途上国の資本主義体制への組み込みは、資本の所有権の認知の拡大を示している。私的所有権の否定の基礎上に存在する社会主義国においても国際関係に属する問題としては、それを完全とは言え

39) 川島, 前掲書, 214ページ。

ないまでも承認している。<sup>40)</sup> 戦後における資本の国際的運動の質的な飛躍は、世界体制としての資本の所有権の認知・保障体制の上にある。第2に、にもかかわらず、国家は外国における自国の資本の私的所有権の保護を国内におけるほど十分には行い得ない。その理由は明白である。外国における本国資本は、外国の公権力の支配に服することを余儀なくされるのであって、本国の支配は及ばないからである。及ぼそうとするなら国家間の係争をひきおこすであろう。したがって、資本にとって外国における所有権の保護のためには、国家間の合意による国際法<sup>41)</sup>——直接的には国際経済法<sup>42)</sup>——の成立が不可欠とされる。しかし、国際法も、国内法による強力な支援なしには、権力行使能力を欠ぐために、所有権を完全に支えることはできない。<sup>43)</sup> 第3に、1とも関連するが、資本の既存の所有権に対する制限ないし否定は、発展途上国を流れる大きな潮流になりつつある。外国資本の「国有化」＝国際的な資本の所有権に対する否定は、かなりの頻度で生じている。<sup>44)</sup> またフェード・アウト規定 (fade out provision—所有権の段階的移譲) も消極的な外国資本の所有権に対する否定である。つまり、資本の私的所有権が一方では世界的に拡大されながら、他方ではそれが所有の一つの歴史的形態にすぎないこと

40) ソ連は、ようやく1965年になって国際工業所有権保護条約 (パリ条約) に加盟した。それは無体財産の所有権を認知したことで重要な意味があった。

41) 国際法は、「国内法が、国内社会の権力構造を規定している統一的な国内権力を背景としているのと対照的に、国際社会における特殊な権力構造、つまり、権力の多数の国家への分立という事実を背景として妥当」しており、その規定対象は「主として国家間の関係であるが、かぎられた範囲内において、個人や国際組織」も含まれる。田畑茂二郎『国際法 I (新版)』, 有斐閣, 1973年, 7ページ。国際法の成立過程については、同書第2章「近代国際法の成立と展開」参照のこと。

42) 国際経済法は、国際的な経済活動に関する国際法であるが、ここでの国際法は条約法をさしている。桜井雅夫『国際経済法研究——海外投資を中心として——』, 東洋経済新報社, 1977年。大平善梧編『現代の国際法』, 有信堂, 1974年, 参照。

43) それは国際法のもつ統一的な法の定立・適用・執行を行い得ないという分権的性質を根拠にしている。田畑茂二郎, 前掲書, 77—84ページ。

44) 「国有化」は、厳密な意味での国有化に限らず国民化＝自国民所有化を含んでいる。国連の調査報告 (UN, *Permanent sovereignty over natural resources ; report of Secretary-General*, Sept. 1974 [UN. Doc. no. A/9716]) によれば1960—74年上期までに62か国で875件の「国有化」が生じた。桜井, 前掲書, 第5章「外国企業国民化の法的問題」, 参照。

が世界史的に示されつつあるといえよう。

以上のように資本所有権の認知が世界的に外延化するにもかかわらず他方でその保護が相対的に脆弱であること、さらに所有権保護の強弱が国によって異なることは、国際投資の形態に大きな影響を及ぼすだけでなく、国際投資の流れにも影響を与える。形態への影響にのみ限って要約すれば、第1に資本は、国際間においてはかえって所有こそが支配の権源であることを一層強力に主張することである。なぜなら、国際間においては、国内では作用したかもしれない支配を補完するその他の要因——親密な政府、熟知した政策・制度・慣行など——を欠いているために、資本の支配は全面的にその所有権に依存せざるを得ないからである。したがって、直接投資が株式会社形態で行われる時、株式所有比率が経営支配の主要な条件であることが赤裸々に示される。外国の投資家は、その他の事情の考慮を除けば、完全株式所有によって会社経営を完全に支配下におこうとする。こうして株式会社形態での国際投資においては、一般にそうした会社の株式所有は分散せず、このため株式の債権的性格は薄れ、「会社所有証書」の性格が生身で示されるといえよう。

第2に、資本の所有権に対する国家の積極的な介入は、外国資本の規制、制限として現われ、資本が本来その機能を果たすのに最適とした所有・支配の形態は、外国においては、修正されざるを得ないことである。前述の資本の欲求とは対照的に国際間においては、かえって所有・支配に対する国家の介入の度合いは大きい。このため、株式所有比率は、非自発的に低下し、経営参加は、経営参画にとどめられる。資本が国家の介入を拒む時、その他の事情を考慮しなければ直接投資の流れは方向を変えざるを得ない。それは他の国の逆介入（外国投資家の優先的保護）によって加速されるであろう。

第3に資本の所有権保護が国際間において脆弱であることは、資本の回収、利潤の確保が不確実な直接投資形態よりも間接投資形態を選好させ、しかも投資先国家へ寄生させる。それは外国政府に貸付け先を求めることや債務保証を求めることに示される。ここでは、資本の所有権は、国家に寄生した安

全な債権に変わっている。資本の支配は、国家の支配に現実化しない限り、眠り込む以外はない。直接投資においては、合弁先に外国政府ならびに政府系機関あるいは政府に有力なコネをもつ（政府の隠れた保証のある）企業を選ぶことに示されるであろう。

一般的には、資本制国家がはやく確立した欧米においては、外国資本は内国民と同様に待遇され、国家の介入も内国資本に対するのとほぼ同等であり、ここでは、資本の所有・支配は、国内で投資を行う時と大差なく実現されると考えてよい<sup>45)</sup> したがって、投資の形態も国内投資の形態の延長上にあると言えようし、そうしたものとして論じてよい。発展途上国や社会主義国への直接投資は、国内の場合とは著しい相違を示す。何よりも外国資本の所有・支配に制限・規制が加えられることから、投資の形態と支配の様態が変形する。たとえば、形態的には直接投資であっても、外国投資家が実質的に何ら経営に関与し得ず、配当受領者の位置に甘んじ実質的には間接投資に等しいとか、あるいは逆の側もあり得るであろう。つまり直接投資⇔間接投資の実質的な転換である。したがって、国際間における資本の所有・支配の問題は、後者の国々への投資において、より深く検討される必要があるだろう。しかし、直接投資、間接投資の規定をこれらの国々への国際投資に適用することを妨げるほどの特殊な条件を常に見い出すことはできない。

直接投資を「個々の企業がもっている独自の経営資源(managerial resources),あるいはそれぞれの企業の個性のある経営活動そのものの国際的移動<sup>46)</sup>」と見なそうという見解がある。経営資源とは「企業経営上のさまざまな能力を発揮する主体であり、『外面的には経営者を中核とし、より実質的には経営管理上の知識と経験、パテントやノウハウをはじめマーケティングの方法などを含めて広く技術的・専門的知識、販売・原料購入・資金調達などの市場における地位、トレード・マークあるいは信用、情報収集・研究開発のための組織<sup>47)</sup>』を指す」とされてい

45) 実際には、本国とは異なる課税方法など解決すべき詳細な事柄は多く、それらが企業活動上の障害となるため、二重課税防止のための課税協定などが締結される。

46) 小宮隆太郎『国際経済学研究』岩波書店、1975年、248ページ。

る。経営資源とは、つまるところ経営者が資本機能を十分に発揮するための主体的能力・条件と客観的条件とを「資源」という用語に十把ひとからげにおしこめたものにすぎない。直接投資をこのような特殊の——つまりその企業しか享受しえない——経営資源の国際移動と見なそうということは、経営資源を資本とみなそうということにほかならない。なぜなら直接投資も国際資本移動の一つの形態にすぎないからである。しかし、経営資源を資本とみなすには、この概念に含まれる要素は雑多すぎるようである。ちょうど、ヌルクセやイヴェルセンが資本を「資本用役」に一面的に限定したことの裏がえしのあいまいな広がりがあるが、この見解には示されている。しかし、むしろ直接投資＝経営資源移動論の問題点は、直接投資規定に含まれる資本の所有・支配という関係論的な尺度が希薄だということにあらう。経営資源が「優れた生産技術」や「新技術」に昇華され、直接投資とは、これらの技術の国際移動もしくは「一般的な資本」とミックスした国際移動と規定<sup>47)</sup>されるようになると、いよいよ直接投資規定の所有・支配の尺度は希薄となってしまい、直接投資は、より高い生産力を実現する手段として一面的に肯定される危険性をもっている。

直接投資が株式所有による会社経営の参画・支配である以上、経営の内実を明らかにし得ない限り、参画・支配の内実も明らかにされ得ない。従来、国際経済学は、個別資本次元での経営や所有・支配といった問題に取り組むことが少なかった。このため、国際直接投資研究は、大まかな世界経済論次元での直接投資論と経営学次元での直接投資論（国際経営学）に分化した。この分化の総合が現在の課題といえるが、経営資源移動論あるいは経営活動の国際移動論が、総合の課題に応えるためには、それがもつ前述の一面性の克服が最少限必要であることは明らかであろう。

### C 資本の国際移住・移譲

これまで述べたことは、次のように要約できよう。国際投資の形態を資本主体の運動形態の面から規定すると機能資本形態（第1形態）と利子生み資本形態（第2形態）に分類される。資本は運動する価値としては一つの所有・

47) 同上書，250ページ。

48) 小田正雄『国際貿易と直接投資』，新評論，1975年，120ページ。



支配という関係の主体であるから、国際投資を国際的に外延化する所有・支配の形態から規定すると、国際直接投資、国際間接投資に分類される。この二重の国際投資規定は、相互に独立した規定であるが、資本の運動形態それ自体が最適の資本の所有・支配の形態を要求するために、第1形態は直接的所有・支配を、第2形態は間接的所有・支配をといたように照応した関係を内在的にもつと言えるのである。したがって、このことは国際間において所有・支配の外延化をもたらさない資本の移住・移譲<sup>49)</sup>は国際投資からは区別されるということの意味するのである。

ヒルファディングは、ドイツの一資本家はその資本をもってカナダに移住し、そこで生産しドイツに帰らない例をあげ、それを資本移譲 (*Kapitalübertragung*) と規定し、資本輸出 (*Kapitalexport*) と区別した。「資本輸出といえるのは、外国で使用される資本が相変わらず本国の自由処分 (*Verfügung*) に属し、この資本によって直接に生産される剰余価値が本国資本家によって自由処分される場合だけである<sup>50)</sup>」。彼は自由処分の内容について何の説明も加えていないが、本節Aで述べたことから、それが所有権にあたることは明らかであろう。そうだとすれば、彼の規定は、第1形態の投資の場合には、問題はないであろうが、第2形態の投資が貸付けとして行われる場合には留保が必要である。前述のように、貸付けられた資本の直接の「自由処分」は借手であって、本国の貸付資本家は潜在的、間接的に自由処分を保有するにすぎないからである。ヒルファディングの資本輸出と資本移譲の区別は、国際投資の形態上の差異を無視した規定といえよう。

国際投資の形態を問わず、国際投資と資本の国際移住・移譲を区別しようとするのであれば、むしろ前者が債権（債務）関係の国際的外延化を伴うのに対し、後者では伴わないことに注目すべきであろう。この場合、国際投資

49) 移住は、本文であげられた例のように、資本所有者の海外への移住に伴う資本の移動をさしているが、移譲は、その他あらゆる形態の所有・支配の国際的外延化を伴わない「資本」の移動であり、その意味では資本と規定できない価値移転である。以下で資本の移譲という場合も、このような留保を含意している。

50) *Finanzkapital* Bd. 2, S. 20, 『金融資本論』下巻, 70ページ。

は、国際的債権関係を発生させる全ての国際資本取引を包含することになる。国際投資の範疇に何を含めるかは、ある程度までは分析課題に規定されることであるから、このように債権関係の存在することをもって、国際投資に分類することは一概に否定されるわけではない。しかし、明白な利潤動機によって自律的に運動する資本が生み出す債権関係と貿易金融その他の誘発的な資本取引が生み出す債権関係は区別して取扱われるべきであろう。なぜなら、両者には、それぞれに異なった運動の特質があり、それぞれの間には明白な相違があるからである。以降、国際投資は前者を対象とすることにしよう。後者は、前者を分析するに必要な限りで対象とされよう。

国際投資と資本の国際移住・移譲との間に高い壁を築くことに意味があるかどうかも考えてみる価値がある。歴史的にみれば、資本主義は、国際投資・資本移住の両形態をもとって世界化してきたという事実がある<sup>51)</sup>。両者の区別、正確には国際投資の重視は、何よりも歴史的には国際投資の増大とそれに密接に結びついた近代帝国主義の形成に基礎を置いていることは明らかである。基軸と周辺、支配と従属の絆としての国際投資の役割が明瞭となったからである。しかし、資本主義の世界化という視点からは、資本の移住もまた（近代的移民と並んで）国際投資と同様に重要な位置が与えられるべきであろう。

現代においては、いくつかの理由から、両者の形態は統一的に考察される必要がある。第1に、資本の国際移譲が歴史上かつてなく増大したからである。周知のように国家資金が政府援助という形態で大量に動員されている。それが、資本制生産様式の世界化の梃子の役割を果しているのは、ちょうどこの生産様式の生成期に資本の国際移住が果した役割と同じである。それらは、国際投資としてではなく、資本の移譲として独自に考察される必要がある。

51) たとえば、18世紀末から19世紀の70年代まで、絢爛としたイギリスの世界を創出して行く時代の国際資本移動を資本の移住としてとらえたのは経済史家ジェンクスであるが、彼にあっても投資と移住は分かち難く結びついている。L. H. Jenks, *The Migration of British capital to 1875*, 1938 (Nelson's University Paperbacks 1971).

る<sup>52)</sup>し、国際投資との関係も分析されなければならない。第2に、Bで述べたような発展途上国の所有・支配への規制・制限は、直接投資をして資本の国際移住あるいは移譲に実質的に転化する可能性をもつからである。それは、前述の移譲とは異なり強制された移譲である。第3に、資本が、このような可能性に対応しようとするならば、国際的な所有・支配政策は、より高次で複雑な形態に統合せざるを得ないであろう。あたかも、資本は移住した資本のようにふるまわざるを得ないし、そこから利潤を汲み出すことを考えねばならないだろう。このような場合には、資本は自ら国際投資を資本移住に近づけているといえよう。

19世紀中葉までの古典学派の経済学者は、国際投資と資本の国際移住の区分に注意を向けることはなかったようである。彼らにとっては、資本が海外へ移動することそれ自体がそれぞれの理論体系において問題であったのであり、移動が投資によるものか移住によるものかの問題意識は希薄であった。

A. スミスは、オランダ人が「フランスやイングランドの公債 (funds) の形で所有している大財産は、後者だけでも4千万 (ポンド) ……<sup>53)</sup>」とも、「ブリテンの多くの臣民は、事業が高い尊敬を払われている国よりも、よりによって事業の体面がけがされている国で自分たちの資本を使用する<sup>54)</sup>」とも述べている。前者が第2形態の国際証券投資であることは明らかだが、後者が国際投資であるのか、資本移住であるのかは判然としない。スミスは、商業が生み出す資本が浮動的であるとして、「商人というものは必ずしもある特定国の市民だとは限らない。……

---

52) ここでは、無利子の資金および長期・低利子率の資金で贈与の色彩の濃い資金をさしている。後者が債権関係を伴うとしても、それは民間金融機関、また政府系金融機関（輸出入銀行等）との債権関係とは同列には論じられない。日本では、戦後のこうした政府援助が資本輸出に含められるべきか否かについての古くからの議論がある。比較的最近のものとして、佐中忠司「国家資本輸出をめぐる理論的諸問題——「対外援助」と資本輸出——」（小谷義次編著『国家資本の理論』，大月書店，1974年），参照。

53) Adam Smith, *An Inquiry into the nature and causes of the wealth of nations*, 1776. (edited by Edwin Cannan, third edition, 1922.) Vol. 1, p. 93. 大内兵衛，松川七郎訳『諸国民の富』，岩波書店，文庫版第1分冊，275ページ。

54) *ibid.*, p. 92, 同訳書，274ページ。

ほんのちょっとでもいや気がさすようなことがあれば、かれは、自分の資本をそれが維持しているいっさいの産業といっしょにして、ある国から別の国へ移してしまうであろう<sup>55)</sup>」と述べている。この場合は、明らかに資本の移住にあてはまるであろう。スミスにとっては、重商主義批判というモチーフからすれば、資財の所有者 *proprietor of stock* が本来的に世界市民 *citizen of the world* として、きわめて浮動的であることが問題なのであるから、国際投資と資本移住の区別は問題になりようがないのである<sup>56)</sup>

リカードゥは、周知のように『経済学および課税の原理』では、「……賃金が上昇し、利潤が低下するとしても、資本と人口とがイギリスから、オランダ、スペイン、またはロシアのような、利潤がより高いかもしれない国へ必然的に移動するということにはならないであろう<sup>57)</sup>」と述べている。この場合でも、資本の移動が国際投資であるのか資本移住であるのかは、にわかには決めがたい。国際間では、資本と労働が移動しないことが問題なのであるから、投資であるか移住であるかはどうでもよいことと言えよう。リカードゥは、後に議員となり国会で演説している(1819年12月)が、そこでは「他の国々がその法律や制度によって信頼感をもっと強めるやいなや、資本家はその財産をグレート・ブリテンから彼の利潤がもっと高い場所へ移動する気になるであろう<sup>58)</sup>」と述べている。ここでの、リカードゥの眼目は、穀物法や貿易禁止策、安易な国債政策が資本を海外へ移動させる人為的原因となり、それが国内の苦況の一因となっていることに対する批判にあり、資本移動の形態には何ら関心を払っていない。投資であれ移住であれ、国内資本の不足＝苦況をもたらす点では同じであったからである。

J. S. ミルは、「国内で獲得されうる利潤よりもより高い利潤を求めて、資本が

55) *ibid.*, p. 393, 同第2分冊, 499ページ。

56) 筆者は、スミスが資本の国際移動をどのように取扱っているかを検討したことがある(『アダム・スミスと国際投資』, 山口経済学雑誌, 第28巻第3・4号, 1978年)。そこでは、スミスが国際投資と資本移住を区別していないことに十分注意を払うことをしなかった。

57) David Ricardo, *The Principles of political economy and taxation*, 1817. (edited by Piero Sraffa with the collaboration of M. H. Dobb, *The Works and correspondence of David Ricardo*, Cambridge University Press, 1951-73. Vol., 1), p. 134. 堀経夫訳『経済学および課税の原理』(『デイヴィッド・リカードゥ全集』第1巻, 雄松堂書店 1972年) 156-7ページ。

58) *ibid.*, vol., 5, p. 33 杉本俊郎監訳『議会の演説および証言』(同第5巻), 34ページ。

絶えず諸方の植民地あるいは外国へ流出する<sup>59)</sup>」ことが最低限に赴こうとする利潤の傾向を阻止する主要な要因と考えた。ミルにとって重要なことは、豊富なイギリス資本の海外流出が利潤率を維持するということであって、流出がどのような形態をとるかということにはなかった。彼は、恒常的な資本流出のことをイギリス資本の移住 *emigration of English capital*<sup>60)</sup> あるいは对外投资のための資本輸出 *exportation of capital for foreign investment*<sup>61)</sup> とも表現している。資本輸出の内容には、鉄道や貸付けのための資本送金、植民地その他外国への移民の携える資本、銀行や商人が外国の取引先に与える新規の前貸しや信用があげられている<sup>62)</sup> ことから、ミルにあっては、資本移住は資本輸出に含まれていると理解されよう。ミルにとっては、イギリス資本の流出は、投資であれ移住であれ、利潤率の傾向的低落の阻止要因であることが重要だったのであり、両者の区別が重要事ではなかったことは明らかである。

### 3 国際投資形態の行政的規定

国際投資を少なくとも定量的に分析しようとするならば、国際投資統計の利用を欠かすことはできない。明らかにしたい理論課題とそのために利用し得る統計との間には、乖離があるのがふつうであるが、国際投資統計についても同様である。ここでとりあげるのは、これまで述べてきた理論的な形態規定と統計上の国際投資の形態規定（定義）の乖離の問題である。あまりに乖離が大きければ、前述のような規定で、統計を利用することが困難である。国際投資統計は、政府の日常的な行政手続き——許認可、届出の処理——によっても、あるいは政府その他機関の特別の統計調査によっても作成される

59) John Stuart Mill, *Principles of political economy with some of their applications to social philosophy*, 1848. (edited with an introduction by Sir William Ashley, A. Kelley Publishers, 1973.) p. 738. 末永茂喜訳『経済学原理』, 岩波書店, 1959-63年, 文庫版第4巻, 88ページ。

60) *ibid*, p. 739. 同訳書, 89ページ。

61) *ibid*, p. 731. 同訳書, 75ページ。訳書では *emigration* も *exportation* もいずれも資本輸出と訳されている。

62) *ibid*, p. 731. 同訳書, 75ページ。

が、ここで問題にするのは、直接投資に関する行政的手続きをベースに作成される統計である。行政ベース統計を問題とするのは、ずっと後に述べるはずの政府の国際投資政策と深く関わっているからであるし、直接投資だけを問題とするのは、直接投資規定が明らかになれば、間接投資は残余の国際投資として割り出される取扱いを受けているからである。

### A IMF、国際収支表マニュアルの規定

IMFの国際収支表作成マニュアル Balance of Payments Manual は、加盟国が IMF に報告する国際収支表の作成基準の指針を示したものである。ここで示されている国際投資の概念、統計的処理の方法などは、1つの国際的標準と理解されるべきであろうし、また IMF 国際収支統計は、しばしば利用される統計であるから検討の価値があろう。マニュアルは、1948年の初版から最新の1977年の第4版まで4回公表されており、直接投資の取扱いも初版、3版、4版でかなり変化している。<sup>63)</sup> 直接投資の定義、直接投資企業の認定基準、直接投資資本フローの3点について順に検討しよう。

#### 直接投資の定義

直接投資の定義は、初版では、居住者が海外において実質的に支配する *effectively control* 会社またはその他商業用不動産への投資量ときわめて簡単であったが、1961年の3版では、直接投資は、ある企業におけるある種の永続的關係 *permanent interest* をつくり出しまたは拡大する投資をさす (367—センテンス番号) とされ、同様に4版でも永続的關係 *lasting interest* を得る投資 (408) と変化している。永続的な関係が何を意味するかは、3版ではその企業の経営に対する一定の支配 *control over its management* とされていたが、4版ではその企業の経営に対する実質的な発言力 *effective voice in the management* をさすと言い換えられている。この変化の特徴は、実質支配→永続的關係、経営支配→経営への発言力といったように、支配概念の後退に示される。この変化は、支配概念に対する被投資国——とりわけ

63) 1950年の第2版は、直接投資に関する限り初版と変りない。

発展途上国——の嫌悪への配慮や、必ずしも投資側の経営支配が成立しえない合弁形態投資が増加したことを反映していると思われる。OECD（経済協力開発機構）の直接投資の規定は「いずれかの企業と永続的な経済関係を樹立する目的で行われる投資で、特に当該企業の経営に実質的影響力をもつもの<sup>64)</sup>」となっているから4版の規定はOECDの規定との一致を図ったものと理解されよう。

直接投資を経営支配あるいは経営に対する影響力を伴う投資とする規定を第2節での規定に照らしてみると、3版までの経営支配は、本稿でいう経営支配に近いといえようが、経営参画を除くとは断定できず、4版の経営に対する実質的発言力または影響力は、経営参加に相当するもので、経営支配と経営参画の両者を含むものと理解されよう。むしろ問題となるのは、経営参加の物質的基盤の認定である。

#### 直接投資企業の認定基準

初版では、直接投資の範囲は、居住者の外国における支店、子会社、商業用不動産とされていたが、3版では、それらは、直接投資企業 *direct investment enterprises*——以下DIE——という範疇で規定されている。4版では商業用不動産は言及されていない。DIEは、居住者が外国において経営に対して実質的影響力をもつ企業（4版）のことであるが、問題となるのは子会社である。

初版では非居住者による支配の要件としては、①議決権付株式総数の50%またはそれ以上が1国の非居住者によって支配されている場合、②同じく25%またはそれ以上が1人の非居住者または単一のグループに所有されている場合、③非居住者が、その企業の方針に支配的発言権 *controlling voice* を実際にもっている場合があげられていた。①および②と③の関係は、③が確認されない場合でも①、②の要件が満たされれば支配が成立するということ

64) 経済協力開発機構、外務省経済協力局訳『資本移動の自由化に関する規約』、1966年。同規約は、1959年に最初に制定されて以来修正改訂されている。この定義は1965年現在のものである。

であり、①、②は、その意味で形式的要件であるといえよう。3版では、非居住者の重要な発言権行使の要件として、①重役会における特定のグループが存在する場合、②単一の緊密に組織されたグループが25%の議決権付株式を所有する場合、③居住者側による直接支配の証拠がない場合で1国の非居住者が50%または多数国の非居住者が75%の議決権付株式を所有する場合、があげられた(373)。①と②および③の関係については初版と同様である。3版では③の規定が詳しくなった以外は、初版とは大きく変わらない。

4版になると様相が変わってくる。ここではIMFの基準を積極的に呈示するというよりも、むしろ加盟国がどのような基準を採用しているかを示すことによって、基準の意味を再検討することに重点がおかれている。第1に、企業経営における実質的発言権は、株式(持分)所有を伴うのがほとんどの場合とし、株式所有のない経営支配に対して否定的なことである。つまり、初版の③や3版の①をきわめてまれな例としているのである。第2に、所有権が単数の投資家または共同投資家グループに集中する傾向があるために、実質的影響力を行使するにはごく低い株式所有比率——10~25%の範囲——を維持するだけで十分であるとし、マニュアルが前の版より低いほうを採用する傾向があるとしていることである(412)。つまり、これまでの25%規定に対して10%規定を暗示的に支持しているのである。第3に、すでに3版(372)でも指摘されたことだが、DIEに各国一律の認定基準を設定することが無意味であることを確認し、マニュアルの基準をおおまかな目安とすることを求めたことである(411)。第4に、実際には、ほとんどのDIEは単独の非居住者またはグループの完全所有か大多数所有であって、株式所有比率のボーダーライン——たとえば10%——上にあるDIEはめったにないとして(414)、厳密な基準を敷く意義に懐疑的な態度を示したことである。

前節においては、株式会社形態での直接投資は、株式所有を基礎とする経営参加であると規定したが、どれほどの株式所有が経営参加の基盤となり得るかについては述べなかった。それは、一般論として特定の所有比率を指摘することが無意味だからである。各国において事情も異なれば、各企業によっ



てすら異なると考えられるからである。しかし、それ以上に、国内においては、株式所有の分散が経営に対する実質的影響力を及ぼす株式所有者を不明にする——すなわち「経営者支配」——ことさえあるにしても、国際間においては、むしろそうしたことはまれであり、マニュアルが指摘するように完全または大多数所有が経営支配の基礎となっているからである。現行マニュアルは、以上のように硬直的な DIE 規定を避け、より直接投資の現実に近づこうと試みている。したがって理論上の直接投資規定とマニュアルの規定の間には大きな乖離を認めることはできないといえよう。

### 直接投資資本フロー

DIE を設立または拡張および消滅または縮小するための資本フローが直接投資資本フロー direct investment capital flow —— 以下 DIC フロー —— であることは問題ないが、設立された後の DIE と非居住者との資本取引を DIC フローとしてどう取扱かうかの問題が残っている。それは、DIE の活動を国際資本取引面からとらえる問題を意味しており、たんに国際収支表レベルの問題とみなすわけにはいかない。

3 版では、DIE における非居住者である直接投資家による資本フローは DIC フローとみなされていたが、直接投資家以外との資本フローは、取引の性格によって、ケース・バイ・ケースによって、DIC フローまたは間接投資資本フローと分類されていた (374)。4 版では、直接投資の定義が、もともとある企業との永続的關係の樹立、拡大のための投資である以上、DIC フローは、直接投資家が DIE に供給しまたは受けとる資本に限定するべきことを勧告している (415)。したがって、DIE と直接投資家との間の持分 (株式) 資本、収益再投資分の形態での資本フローは当然として、その他の長短期資本フロー (貸付け) が DIC フローにみなされるべきか否かは、直接投資家の対応によって大きく変化しうることも指摘されている (416)。また DIE の基準に足りない企業、たとえば直接投資家の所有する株式の所有比率が 5% しか占めない企業に対する、その投資家の追加的な 5% の株式取得のための投資が DIC フローとみなされるのは当然である (417)。

## B 日本、外国為替管理法令の規定

### 対外直接投資規定

日本の国際直接投資の行政的規定は、外国為替管理法令で行われており、対外直接投資 foreign direct investment ——以下、FDI ——と対内直接投資 domestic direct investment ——以下、DDI ——では異なる。まず前者から検討しよう<sup>65)</sup>

FDI は、居住者が外国法人との間に永続的経済関係を樹立するために行う a, その外国法人の発行に係る外貨証券——以下株式で代表する——の取得, b, 外国法人への金銭の貸付け, および c, 居住者による支店等の設置・拡張のための資金の支払いと規定されている（「外国為替及び外国貿易管理法」第22条）。不動産の取得は改正前には FDI に含まれていたが、改正によって除かれた。海外不動産の取得が DIE によって行われる場合がほとんどだからであろう。これは OECD およびマニュアル4版の規定に沿っている。永続的経済関係の樹立という目的規定も OECD および IMF の規定を受けたものであることは明らかであろう。法令には DIE の規定はないが、a が(1)居住者による、居住者の所有比率が10%以上となる外国法人の株式の取得、(2)居住者がすでに10%以上を所有している外国法人の株式の取得、(3)居住者との間に永続的な関係がある外国法人の株式の取得と規定されている（「外国為替管理令」第12条）ところから、DIE は、居住者の株式所有比率が10%以上の外国法人または居住者との間に永続的関係の存在する外国法人ということになる。10%以上には、次のような場合が準ずるものとして加えられる。その居住者の完全子会社や居住者と共同して外国法人の経営に参加しようとする会社の所有比率とその居住者の所有比率の合計が10%以上となる場合である（「外国為替の管理に関する省令」第20条）。改正以前では、DIE の基準は25%以上であったから、10%以上への引き下げは、マニュアル4版に沿ったものといえよう。もう一方の基準である永続的関係は、出資関係が存在しない場合を想定した

65) 1980年12月、日本の外国為替管理法令は全面改正（対外取引の原則自由化）された。ここで検討する規定は改正後法令によるものである。

もので、具体的には、(イ)、役員の派遣、(ロ)、長期にわたる原材料の供給または製品の売買、(ハ)、重要な製造技術の提供がある場合と規定されている(同省令第20条)。改正前にはさらに、(ニ)、資本の援助、(ホ)、総代理店契約の締結、(ヘ)、その他永続的経済関係が規定されていたから、改正によって永続的関係の範囲が狭められたことになる。

この規定が現実にはどれほどの意義をもつか明らかでないが、理論上はFDIの範囲が著しく広がり、統計値は大きくなるであろう。このような関係がある外国法人の株式の取得——10%未満であっても——やあるいは貸付けは全てFDIとみなされるからである<sup>66)</sup>問題は、この規定では、議決権付株式の一定の所有を伴わない会社経営に関する発言力の行使はまれであるというマニュアルの指摘が無視されていることであろう。マニュアルには存在した株式所有による経営支配・参画という視点が日本の規定においてはいつそう薄れているといえる。

日本の規定の特徴は、これまでのFDIの政策的な自由化措置が自由化の対象となるDIEの認定基準の緩和という方法をとったために、DIEの範囲が行政的な意味で広がるとともに、所有を基礎とする居住者の実質的発言力の存在というDIEの理論的な基準原理が希薄化し、「永続的な経済関係の樹立」という目的規定が前面に出ていることにあるといえよう。そうした特徴は、欧米と比較すれば、発展途上国との合併企業形態でのFDIの割合が高いという実情に適合するため、あるいは一部は日本の共同体論的企業観の反映によってもたらされたといえよう。

### 対内直接投資

DDIの規定は、外国投資家とDDIの形態・範囲の規定からなっている(「外国為替及び外国貿易管理法」第26条)。FDIの場合、居住者が投資家として届出義務を課されたのに対し、DDIの場合、外国投資家の綿密な規定が与えられ、かれに届出義務が課されている。これは、一般に政府が外国による

66) その一例は、融資鉦買またはプロダクツ・シェアリングといわれる、居住者の外国鉦山所有者等に対する貸付けを鉦産物の輸入代金で相殺決済する形式の貸付けである。

国内企業に対する経営支配への考慮をより入念に行いがちであるというだけでなく、日本の場合、DDI に対して、政府がきわめて規制的であったという政策史の傾向も作用している。外国投資家は、(1)非居住者である個人、(2)外国法令によって設立された法人その他団体または外国に主たる事務所をもつ法人その他団体、(3)会社であって、(1)、(2)が直接に所有する株式と間接的に所有する株式の合計が、その会社の全株式の50%以上となる会社、(4)法人やその他団体で非居住者である個人が役員の大過半数を占めるもので、かつ DDI を実行するものである。(2)は、外国企業やその他団体だけでなく日本の支店等を含む。(3)はいわゆる在日外資系企業をさし、外国の親会社と関連子会社——居住、非居住を問わず——の株式所有比率が50%以上の会社<sup>67)</sup>を対象としている。(4)は、同じくそれら企業で株式所有比率が50%以上とならない場合でも役員会における非居住者である役員が大過半数となることで、経営に対する支配力が確認される場合である。以上から(1)、(2)が主として非居住者、(3)、(4)が居住者ということになる。

DDI の形態は、a、株式・持分の取得、b、貸付け、c、支店等の設置、d、会社の事業目的の変更の同意である。FDI の場合には、d がなかったから、その分だけ形態規定が詳しいことになる。a は、上場会社と非上場会社の場合では認定基準が異なる。非上場会社については株式・持分の所有比率に関係なく DDI とされる。一般に市場性を持たず、その意味で資産選択の効果のない非上場会社の株式・持分の取得は、その会社の経営への影響力の行使が目的と判断されるからである。上場会社の株式の場合は、その所有比率が全発行済株式の10%以上となる場合だけである。すでに所有している株式が5%ある場合、5%の新たな取得は DDI と認定される。また10%以上は、外国資本家と所有関係その他の関係のある会社<sup>68)</sup>との所有比率の合計が

67) 50%の計算方法は「対内直接投資等に関する政令」第2条で与えられている。たとえば親会社が20%の株式をもち、親会社が50%の株をもつ関連子会社——何社でもよい——が70%の株式をもっていた場合、 $20\% + 50\% \times 70\% = 55\%$ となり、その会社は外国人投資家の資格をもつ。

68) 同上政令によって詳しく規定されている。

10%以上の場合を含んでいる。10%以上の根拠は、国内において経営に影響を及ぼすには、その程度の所有が必要と考えられたからであろう<sup>69)</sup>

bについては、個人への貸付け、金融機関の貸付け、(3)、(4)の会社の邦貨による貸付け金額1億円以下の貸付け（「対内直接投資等に関する政令」第2条）、期間一年未満の貸付けが除かれる。除かれた貸付けは、経営に対する影響力の行使を伴わない、あるいは国内取引に属すると考えられるからである。問題となるのは、(3)、(4)の会社の邦貨による日本企業への貸付けが国内取引として除かれていることであろう。このような企業間貸付けは、通貨の国籍によらず、企業経営に大きな影響力を及ぼすと考えられるからである。こうした問題がおこるのは、DDIの規定を外国為替管理の視点から行おうとするからといえよう。cには、設置のほかに支店等の種類や事業目的の変更も加えられる。dには、いわゆる外資系企業などが吸収合併などによって事業目的を変更する場合、その会社の3分の1以上の株式を所有する外国投資家が与える同意をさしている。商法（343条）による定款変更は3分の1以上の議決権付株式の所有を必要としているからである。

以上、DDIの行政的規定をみてきた。DDIの目的規定が、条項に見当たらないのは、FDIの「永続的経済関係を樹立する」という規定がそのまま適用されるからであろう。FDIの諸規定に比較すれば、10%以上規定のように均衡した対応規定がみられる一方では、FDIにはあった「永続的な関係」の規定はDDIにはみられず、DIEは狭くとらえられているといえよう。したがって前述のような邦貨による会社間貸付けの問題が残っているが、DDIの規定の方がマニュアルに示された株式所有を伴う経営に対する実質的な影響力という規定をより厳格に取りいれている。その意味で、FDI、DDIの両規定は均衡していないのである。

69) 10%基準がとられたのは、イ。証券取引法（第27条）でも10%以上の公開買付けは届出が必要、ロ。同法（189条）によれば地位利用による株式売買の不当利益の返還を会社が請求できる主要株主の定義は10%以上、ハ。国内上場会社の個人筆頭株主は10%前後、ニ。従来10%以上の株式取得の認可は慎重に処理された、などの事情によると説明されている。福井博夫編『詳解 外国為替管理法』、金融財政事情研究会、1981年、348ページ。